

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
杉山歯科医院
2. 指定事業所番号 1431904549
3. 事業所所在地 〒239-0802 神奈川県横須賀市馬堀町 2-2-31
4. 電話番号 046-844-3223
5. 運営方針
 - (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
 - (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
 - (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
 - (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
 - (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 歯科医師 杉山義祥
歯科衛生士 小野瑛子
8. 営業日及び営業時間
 - (1) 月・火・水・金・土曜日 9:30～12:30、14:00～19:00
祝日 9:30～12:30、14:00～17:30
※木・日曜日及び、年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇を除く。
9. 利用料
 - (1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、同一建物居住者以外の場合1回につき517円、同一建物居住者の場合1回につき487円（ただし1月に2回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
 - (2) 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」として、1回につき、同一建物居住者以外の場合362円、同一建物居住者の場合は326円（ただし1月に4回を上限とする）を徴収させていただきます。

10. 苦情処理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。迅速に対応させていただきます。

11. 守秘義務

- (1) 歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。